

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2013-247482

(P2013-247482A)

(43) 公開日 平成25年12月9日(2013.12.9)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>HO4N 5/66 (2006.01)</b>	HO4N 5/66 D	5B068
<b>GO9F 9/00 (2006.01)</b>	GO9F 9/00 366G	5B087
<b>HO4N 5/64 (2006.01)</b>	HO4N 5/64 501B	5C058
<b>GO6F 3/041 (2006.01)</b>	GO6F 3/041 350C	5G435
	GO6F 3/041 380C	

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 10 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2012-119200 (P2012-119200)  
 (22) 出願日 平成24年5月25日 (2012.5.25)

(71) 出願人 000004112  
 株式会社ニコン  
 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号  
 (74) 代理人 100072718  
 弁理士 古谷 史旺  
 (74) 代理人 100116001  
 弁理士 森 俊秀  
 (72) 発明者 鈴木 真樹  
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
 株式会社ニコン内  
 Fターム(参考) 5B068 AA32 AA33 BC08 BC12 CC02  
 CC06 CD06  
 5B087 AA06 AB08 CC14  
 5C058 AB06 AB07 BA21 BA35  
 5G435 AA06 EE10 EE41

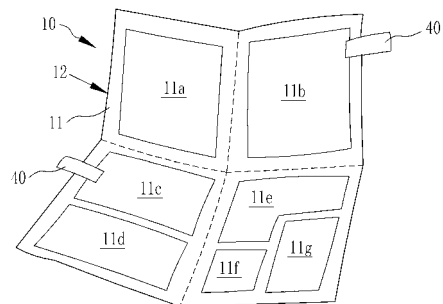
(54) 【発明の名称】 表示方法及び装置

(57) 【要約】

【課題】コンテンツの更新表示をユーザの所望するタイミングで行う。

【解決手段】表示部12は、折り畳み自在になっている。無線通送受信部は、コンテンツサーバからコンテンツを取得する。RAMには、取得したコンテンツがストレージされる。姿勢検出部は、ユーザが装置10に与えた揺動を検出する。折り畳み状態検出部は、表示部12の折り畳まれている、あるいは展開されている姿勢を検出する。付箋検出部は、一部コンテンツが表示される表示領域11a~11gのうちの付箋40が貼付けられた表示領域11b, 11c、及びその数を検出する。CPUは、姿勢検出部と折り畳み状態検出部から得られる情報に基づいて特定動作がなされたと判定すると、付箋40が貼付けられた表示領域11b, 11cに表示される一部コンテンツの表示更新を制限する。

【選択図】 図6



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

複数のコンテンツで構成されるコンテンツを表示するための表示部と、前記複数のコンテンツのうち特定のコンテンツを選択する選択手段と、前記選択手段で選択されたコンテンツの表示を制御する制御手段と、を備えたことを特徴とする表示装置。

**【請求項 2】**

請求項 1 記載の表示装置において、特定動作を検出する動作検出手段を備え、前記制御手段は、前記動作検出手段が特定動作を検出することに応答して、前記選択手段で選択されたコンテンツの更新表示を制限、又は許容することを特徴とする表示装置。 10

**【請求項 3】**

請求項 2 に記載の表示装置において、前記特定動作とは異なる第 2 の特定動作を前記動作検出手段が検出することに応答して、コンテンツサーバから前記コンテンツを取得する取得手段と、前記取得したコンテンツを記憶する記憶手段と、を備えることを特徴とする表示装置。

**【請求項 4】**

請求項 3 に記載の表示装置において、前記制御手段は、前記特定動作、又は前記特定動作と前記第 2 の特定動作とは異なる第 3 の特定動作を前記動作検出手段が検出することに応答して、前記更新表示が許容されている表示領域に対して前記記憶手段が記憶したコンテンツを使用して更新表示を実行することを特徴とする表示装置。 20

**【請求項 5】**

請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の表示装置において、前記表示部は、折り畳み可能な柔軟性を持つ構成であることを特徴とする表示装置。

**【請求項 6】**

請求項 5 記載の表示装置において、前記特定動作は、前記表示部を折り曲げた状態で振る動作になっていることを特徴とする表示装置。 30

**【請求項 7】**

請求項 5 又は 6 に記載の表示装置において、前記第 2 の特定動作は、前記表示部を特定サイズに折り畳んだ姿勢を一定時間保持する動作になっていることを特徴とする表示装置。

**【請求項 8】**

複数のコンテンツで構成されるコンテンツを表示部に表示し、前記複数のコンテンツが表示される表示領域のうち特定の表示領域を選択することで、前記選択された表示領域に表示されるコンテンツの更新表示を制限、又は許容することを特徴とする表示方法。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】**

40

**【0001】**

本発明は、コンテンツを表示する表示方法及び装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

広い表示エリアを確保しつつコンパクトに折り畳むことが可能な表示面を備えた表示装置が提供されている（特許文献 1）。このような表示装置では、閲覧する領域だけを表面にして不要な部分を折り畳むことや、展開して全領域を俯瞰すること等、既存の紙媒体と同様の使い勝手を提供することができる。また、コンテンツのデータをデジタルとして扱うことで、新たなコンテンツを即座に入手し閲覧する利便性を併せ持つ。さらに、無線通信によって定期的なコンテンツの自動取得を行うことで、新聞や雑誌の定期購読と同様の 50

サービスを実現することができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開平1-282587号公報(図12)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、前述したような定期的なコンテンツの自動取得と更新は、ユーザの閲覧するタイミングとマッチしないことがある。つまり、コンテンツのうち、未読、あるいはもう一度読み返したい一部のコンテンツがあるにもかかわらず、新たなコンテンツを自動的に取得して全てのコンテンツを最新ものにいっぺんに更新してしまうことである。コンテンツの自動取得と更新タイミングをユーザの手動操作にすることが解決策として考えられる。しかし、手動操作では、その操作とユーザインターフェースが既存の紙媒体を扱うような気軽さ、シンプルさとかげ離れてしまい、利便性の面で低下するという問題があった。

【0005】

本発明は、コンテンツの自動取得、及び更新表示のタイミングをユーザ側のタイミングで簡便に行えるように工夫した表示方法及び装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明を例示する表示装置の一態様は、複数のコンテンツで構成されるコンテンツを表示するための表示部と、前記複数のコンテンツのうち特定のコンテンツを選択する選択手段と、前記選択手段で選択されたコンテンツの表示を制御する制御手段と、を備えたものである。

【0007】

また、特定動作を検出する動作検出手段を設け、前記制御手段は、前記動作検出手段が特定動作を検出することに基づいて、前記選択手段で選択されたコンテンツの更新表示を制限、又は許可するように構成してもよい。

【0008】

さらに、前記特定動作とは異なる第2の特定動作を前記動作検出手段が検出することに基づいて、コンテンツサーバから前記コンテンツを取得する取得手段と、前記取得したコンテンツを記憶する記憶手段と、を備えてもよい。

【0009】

また、前記制御手段は、前記特定動作、及び前記第2の特定動作とは異なる第3の特定動作を前記動作検出手段が検出することに基づいて、前記更新表示が許容されている表示領域に対して前記記憶手段が記憶したコンテンツを使用して更新表示を実行するように構成してもよい。

【0010】

前記表示部としては、折り畳み可能な柔軟性を持つ構成にしてもよい。この場合、前記第2の特定動作としては、前記表示部を特定サイズに折り畳んだ姿勢を一定時間保持する動作としてもよい。また、前記第3の特定動作としては、前記表示部を特定サイズに折り曲げた姿勢を保って上下、又は左右、あるいは斜め方向に振る動作、すなわち一方向に揺動させる動作としてもよい。

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、コンテンツの自動取得、及び更新表示のタイミングをユーザ側のタイミングで簡便に行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明の表示装置の一実施形態を示す斜視図である。

10

20

30

40

50

【図2】複数の表示部を重ねて組み合わせた別の表示装置の一実施形態を示す斜視図である。

【図3】表示装置の一実施形態を示すブロック図である。

【図4】表示装置での表示更新の手順を示すフローチャートである。

【図5】表示装置での表示更新を実行する特定動作を示す斜視図である。

【図6】表示更新の制限を行うための付箋を貼り付けた状態の表示装置の一実施形態を示す斜視図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

本発明の一実施形態である表示装置10は、図1に示すように、コンテンツを表示する表示面11を有するシート状の表示部12を備える。表示部12は、内面、又は外面に折り畳み自在となるように柔軟性を有する材料で形成されている。同図に示す表示部12には、例えば四つ折に折り畳む時の折り目13を示している。表示面11には、画像や文字情報等のコンテンツが表示される。表示面11は、複数の表示領域で構成されていてもよいし、複数の表示面を組み合わせた構成であってもよい。複数の表示領域、又は複数の表示面は、同じサイズ同士、あるいは同じサイズと異なるサイズとの組み合わせで構成されてもよい。コンテンツを構成する一部コンテンツは、各表示領域、又は各表示面に表示される。以下では、表示面11は、複数の表示領域を含むものとして説明する。

10

【0014】

表示面11は、フレキシブル基板の片側に設けてもよいし、両面に設けてもよい。いずれの場合でも、どちらの面を表にしても折り畳みが可能である。両面ともに表示面11にする場合には、ユーザ（使用者）の任意の面を表側として折り畳むことができる。

20

【0015】

折り目（折り曲げ位置）13は、複数の表示領域の間、あるいは複数の表示面の間としてもよいし、表示面11の可撓性が十分にある場合は、どの場所でも折り曲げられるような構成としてもよい。前者の場合には、折り畳みサイズが一定のサイズに決められること、折り目13の部分に表示中のコンテンツが重ならないように表示することができる。後者の場合には、紙媒体と同様に、ユーザの所望するサイズや形状に折り畳むことができる。

【0016】

なお、図2に示すように、既存の紙媒体である新聞のように、シート状の表示部16～18を複数枚重ねて一つの表示装置15を構成してもよい。符合14は、電源ボタンである。電源ボタン14は、透明であってもよい。コンテンツデータの表示を妨げない隅に設けるのが好適である。

30

【0017】

表示装置10は、図3に示すように、折り畳み状態検出部20、姿勢検出部21、付箋検出部22、タッチセンサ23、I/Fドライバ24、電源コントローラ25、バッテリー26、ROM27、RAM28、無線ドライバ29、無線送受信部30、表示ドライバ31、カウンタ32、及びこれらを統括的に制御するCPU33等を含む。なお、折り畳み状態検出部20と姿勢検出部21は動作検出手段の一例であり、また、付箋検出部22は選択手段の一例である。さらに、カウンタ32はタイマ回路の一例であり、また、CPU33は制御手段の一例である。

40

【0018】

折り畳み状態検出部20は、表示部12の折り畳み、又は展開状態を検出するセンサである。このセンサとしては、例えば折り目13に配された屈曲センサになっている。この場合は、全ての屈曲センサの検出した角度が0度（あるいは0度近辺）であることを最小サイズに折り曲げられた状態としてCPU33が判定する。両面どちら側にも折り畳み可能な表示装置10の場合には、角度は0度あるいは360度のいずれかに全て揃った場合に上記状態として判定すればよい。また、屈曲センサの代わりに、折り畳み時に対向する領域に微小な電極を配して、それら間の導通を検出して折り畳み状態を判定する構成であ

50

ってもよい。また、折り畳まれて環境光が遮られた状態を照度センサによって検出して折り畳み状態を判定する構成であってもよい。

#### 【0019】

姿勢検出部21は、例えば表示装置10に加えられた加速度を検出する加速度センサであり、表示装置10の姿勢を検出する。付箋検出部22は、表示面11に貼り付けられる付箋の数及び位置を検出する。RAM28は、コンテンツデータをストレージする。

#### 【0020】

ROM27には、オペレーションシステム(OS)や、電子書籍リーダ等のアプリケーションプログラムが予め記憶されている。無線ドライバ29は、無線送受信部30を介してアクセスポイント34に無線接続してコンテンツサーバ35からコンテンツデータを受信する。タッチセンサ23は、透明でかつ柔軟性を有する材料で形成されており、表示面11の上に積層して設けられている。前述した電源ボタン14は、表示画面とタッチセンサ23の組合せからなるタッチパネルになっている。電源コントローラ25は、各部にバッテリー26の電源を供給する。CPU33は、ユーザの特定操作にตอบสนองしてコンテンツデータを画像処理して表示ドライバに送る。この処理は、取得されるコンテンツに含まれる一部コンテンツに基づいて表示領域の数やサイズ等のレイアウトを決め、決めたレイアウトで一部コンテンツを表示する処理である。なお、コンテンツデータにレイアウト情報等が付与されている場合には、CPU33は、レイアウト情報に基づいて一部コンテンツを表示するように制御すればよい。

#### 【0021】

なお、バッテリー26、及び各部を含む電子基板等は、表示部12の折り曲げ、又は展開を阻害しないように表示面11と折り目13を避けて端部にまとめて配置するのが好適である。また、表示面11にシート状の部材として積層して配してもよい。さらに、電子基板を含むコントローラ部と表示部12とを分離し、互いを有線、あるいは無線接続する構成であってもよい。これによれば、可搬性や収納性が向上する。

#### 【0022】

次に、上記構成の作用を、図4を参照しながら説明する。電源ボタン14をオンするとOSが起動し、次に電子書籍リーダのアプリケーションプログラムが実行される。

#### 【0023】

##### <新規コンテンツの取得>

CPU33は、姿勢検出部21と折り畳み状態検出部20とから得られる情報に基づいて、特定の状態、例えば最小サイズに折り畳んだ状態、この例では4つ折り状態であると判定すると、カウンタ32を作動してカウントを開始し、一定時間を超えて前述した4つ折り状態が維持された場合(S-3の「Y」側)、無線ドライバ29を制御してコンテンツサーバ35にアクセスして、新規のコンテンツの有無を確認する(S-4)。CPU33は、新規のコンテンツがコンテンツサーバ35にある場合(S-4の「Y」側)、新規のコンテンツデータをダウンロードしてRAM28に格納するように各部を制御する(S-5)。そして、CPU33は、RAM28に格納が完了した後に、コンテンツサーバ35とのアクセスを終了する(S-6)。

#### 【0024】

##### <コンテンツの表示・更新>

しかる後、CPU33は、姿勢検出部21と折り畳み状態検出部20とを監視し、図4に示すように、例えば表示装置10に対して最小サイズに折り畳んだ状態で上下に振る特定動作がなされたか否かを判定する(S-7)。特定動作であると判定した場合(S-7の「Y」側)、付箋検出部22を監視する動作(S-10)と、付箋40を検出するか否かの判定動作(S-11)とがあるが、ここでは付箋40の検出はないと判定して(S-11の「N」側)、未表示のコンテンツが有るか否かを判定し(S-8)、有る場合には、未表示のコンテンツを表示する(S-9)。

#### 【0025】

勿論、最初は、表示面11は無表示であるので、CPU33は、RAM28に格納した

10

20

30

40

50

コンテンツを表示面 1 1 に表示するように制御する。ここで、コンテンツは、複数の一部コンテンツを含み、各一部コンテンツは、表示サイズ、又は優先度、あるいは順位付けに基づいて、複数の領域のうち特定の領域に対応付けられて各々表示される。未表示の新規の一部コンテンツがある場合 ( S - 8 の「 Y 」側 )、旧一部コンテンツを表示面 1 1 に表示している場合それを消去し、表示面 1 1 に新規の一部コンテンツを表示するよう制御する ( S - 9 )。

【 0 0 2 6 】

C P U 3 3 は、取得した複数の一部コンテンツのうち、一度表示した一部コンテンツと未表示の一部コンテンツとを判別する判別手段を有する ( S - 8 )。C P U 3 3 は、未表示の一部コンテンツがある場合 ( S - 8 の「 Y 」側 )、対応する旧一部コンテンツを表示領域から消去し、その表示領域に新規の一部コンテンツを表示するよう制御する ( S - 9 )。

10

【 0 0 2 7 】

なお、C P U 3 3 は、表示装置 1 0 に対して上下に振る特定動作がなされたと判定する判定手段の一例である。判定手段としては、ユーザが能動的にコンテンツを更新表示したい場合のみ機能するように ( 表示装置 1 0 を持ち運ぶ時の振動で誤ってコンテンツを更新表示しないように )、上下の振動が所定の振幅と周期とに一致するか、又は所定の条件を満たす時に、特定動作であることを判定するように構成してもよい。

【 0 0 2 8 】

上記のように表示装置 1 0 に対して特定動作を実行することで表示更新が行われるが、ユーザがコンテンツ全てを閲覧していない場合 ( 例えば新聞コンテンツであれば、ある記事は読み終わっているが別の記事は未読である等 )、あるいは読み返したい部分があるため、表示更新を制限したいケースがあると考えられる。この場合には、そのような表示更新の制限を以下のように実現する。

20

【 0 0 2 9 】

< コンテンツの表示更新制限 >

本実施形態では、図 6 に示すように、表示面 1 1 に設定されている表示領域 1 1 a ~ 1 1 g に表示されているコンテンツのうち、表示更新を制限する表示領域 1 1 b , 1 1 c に一部、又は全部がかかるように付箋 4 0 を貼り付ける。

【 0 0 3 0 】

C P U 3 3 は、付箋検出部 2 2 を監視し ( S - 1 0 )、付箋検出部 2 2 が付箋 4 0 の貼り付けを検出した場合 ( S - 1 1 の「 Y 」側 )、C P U 3 3 は、付箋 4 0 により指標された表示領域以外の領域に表示されている一部コンテンツを消去し、消去した表示領域に新規の一部コンテンツを表示するよう制御する ( S - 1 2 )。

30

【 0 0 3 1 】

なお、C P U 3 3 は、付箋 4 0 が貼り付けられた領域以外を新規に入れ替えるように制御しているが、逆に付箋 4 0 が貼り付けられた表示領域のみを新規に入れ替えるように制御してもよい。この場合は、定期的に新しい情報が更新される新聞や雑誌とは異なり、通信販売のカタログリスト等、ユーザが興味を持った情報だけをアップデートするようなコンテンツを閲覧する表示装置 1 0 に適している。

40

【 0 0 3 2 】

また、付箋 4 0 は、一般的な事務用品として使われている紙と紙の一方の面に設けた糊 ( 張り替え自在な粘着層 ) で構成された製品を用い、付箋検出部 2 2 は、表示面 1 1 に密着した糊面の表面電位を、タッチセンサ 2 3 に組み込まれた表面電池センサ等で検出する。さらに、付箋 4 0 を表示装置 1 0 の専用のもので作ってもよい。この場合は、例えば R F I D ( Radio Frequency Identification ) を埋め込んだ粘着付きシート部材や、特殊なバーコードを付与した粘着付きシート部材等を付箋 4 0 とするのが望ましい。この場合、付箋検出部 2 2 としては、R F I D が発する電波を受信する受信機、あるいはバーコードを読み取る読み取りセンサにしてもよい。これによれば、例えば表示更新制限以外の様々な機能を与えることが可能になる。ユーザが特定の情報を R F I D やバーコードに持

50

たせることで、例えば表示領域の別の表示装置との連携、他者への共有、ストレージへの記録等を行うことができる。

【0033】

このように付箋40を使って部分的な表示更新を行うと、バッテリーの消費電力を抑えることができる。というのは、例えば電子ペーパー等の表示装置では、表示をしていて通電していない状態、つまり消費電力を抑えている状態で、少しでも操作を行うと、ページ単位で表示が切り替わり、それだけで電力を消費する。本実施形態では、付箋40が貼られていて、折り畳まれているタイミングで付箋40をチェックするだけで済むので、検出に要する消費電力も抑えられ、しかも、部分的な表示更新のみであるので、全体の消費電力も抑えることができる。

10

【0034】

<付箋によって表示更新が制限された表示領域の扱い>

付箋40の貼り付けによって表示更新を制限された表示領域は、「より新しい一部コンテンツが存在する」ということを示すために、表示領域の枠を表示面11上に重ねた状態で表示させるように構成してもよい。つまり、CPU33は、新たに取り込んだコンテンツを参照して、付箋40で選択される表示領域に表示する新たな一部コンテンツが存在することを検出する手段を有し、その手段が新たな一部コンテンツの存在を検出すると、対応する表示領域の枠を隣の表示領域の上、又は下に重なるように表示を制御する。これによれば、新たな一部コンテンツがあることをユーザに迅速に知らせることができる。ユーザは、付箋40の貼り付けにより選択した表示領域に表示される一部コンテンツを読み終えた後に付箋40を外せばよい。

20

【0035】

CPU33は、付箋検出部22を監視して、付箋40を外すことに応答して新たな一部コンテンツの取得を実行し、その後、表示更新を行う。勿論、特定動作、例えば折り畳んだ状態で上下に振る特定動作が行われたことを検出することに応答して表示更新を行うように構成してもよい。また、付箋40を外した後も表示を切り替えず、画面をタッチすることで一部コンテンツを切り替えるように表示を制御する構成であってもよい。ここで、付箋40の貼り付けにより選択された表示領域に対して、表示更新を許容するのではなく、表示更新の制限をかける理由としては、一部又は全部がかかるように付箋40を貼り付けることで一部コンテンツの一部が隠され、付箋40を取り外さなければ一部コンテンツ、例えば記事を読めない状況になるため、外すことで表示更新を許容する構成にするのが好適であるとの理由からである。

30

【0036】

<別デバイスとの連携、他者への共有、ストレージへの記録>

上記各実施形態では、一部コンテンツの更新表示を制限、又は許容する表示領域を選択するために付箋40を使用しているが、本発明ではこれに限らず、これら機能とは異なる機能のために使用してもよい。例えば、付箋40を貼った表示領域を別デバイスで閲覧することができるように構成にしてもよい。

【0037】

具体的には、コンテンツの閲覧を中断した時に、閲覧途中、あるいは閲覧完了した表示領域を付箋40の貼り付けにより選択しておくことで、CPU33は、選択した表示領域に表示される一部コンテンツにマークを付けるためのマーク情報、及び識別情報(ユーザID)等をコンテンツサーバ35にアップロードする手段を有する。ユーザは、最初にコンテンツを閲覧し始めた表示装置10とは異なる他の表示装置(例えば、PCや、携帯情報端末等)で、コンテンツサーバ35に前記識別情報を用いて接続する。コンテンツサーバ35は、識別情報に対応付けされているマーク情報に基づいて、事前に選択しておいた一部コンテンツのダウンロードを許可する。これにより、他の表示装置で続きから閲覧することができる。

40

【0038】

あるいは興味を持った記事を表示している表示領域を付箋40の貼り付けにより選択し

50

ておくことで、前述したと同じように処理されて、その表示装置 10 とは異なる他の表示装置でダウンロードして、後から読み返すことができるように構成してもよい。

【0039】

いずれの用途でも、基本的には、所望する表示領域を付箋 40 の貼り付けにより選択しておくことで、選択された表示領域に表示される一部コンテンツに対して指標情報をコンテンツサーバ 35 に対して送信する機能等、各種機能が呼び出されるシンプルなインターフェースであることを特徴とする。なお、付箋 40 を貼り付けた時点、あるいは貼り付けた状態で表示部 12 を折り畳む、さらに小刻みに振る等の特定動作を行った時点で、これらの機能が実行されるように構成してもよい。

【0040】

以上のように、本発明では、紙媒体を扱うのと同様のメタファーを導入したユーザインターフェースの機能によって、シンプルで直感的な体験をユーザに提供することが可能になる。

【0041】

なお、上記実施形態では、表示領域の選択を付箋 40 の貼り付けにより行っているが本発明ではこれに限らず、例えば表示領域毎にチェックボックスを表示して設け、チェックボックスをタッチ操作することでチェックマークを表示、又は非表示させて選択、又は非選択させるように構成してもよい。

【0042】

上記各実施形態では、折り畳み自在の表示部 12 を有する表示装置 10 として説明しているが、本発明の表示部 12 は折り畳み自在でなくてもよい。

【0043】

上記各実施形態では、CPU 33 が特定サイズの状態、例えば 4 つ折り状態を一定時間保持したことを検出した時にコンテンツを自動取得（ダウンロード）しているが、本発明ではこれに限らず、他の特定動作を検出した時に行うように構成してもよい。

【0044】

上記各実施形態では、表示部 12 を折り畳んだ状態で上下に振る特定動作を検出した時に CPU 33 がコンテンツを更新表示するように制御しているが、本発明ではこれに限らず、コンテンツを自動取得する時の特定動作とは異なる特定動作、例えば特定サイズに折り畳んだ状態で左右に振る特定動作、又は丸めた状態で上下に振る等の特定動作を検出した時に制御するように構成してもよい。また、CPU 33 は、更新表示をするタイミングで付箋 40 を検出しているが、本発明ではこれに限らず、自動取得や表示更新を行うための特定動作とは異なる特定動作を検出することに応答して付箋 40 を検出しにいくように構成してもよい。

【符号の説明】

【0045】

- 10, 15 表示装置
- 11 表示面
- 12, 16, 17, 18 表示部
- 13 折り目
- 14 電源ボタン

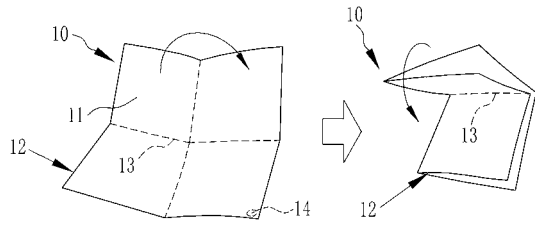
10

20

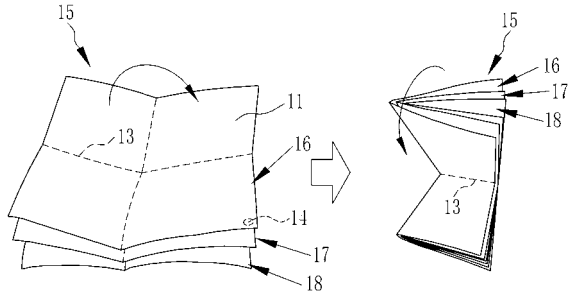
30

40

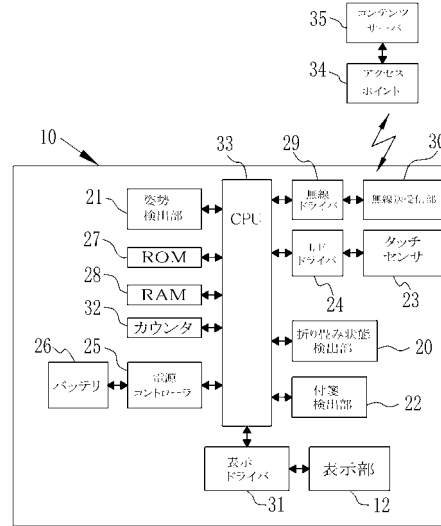
【 図 1 】



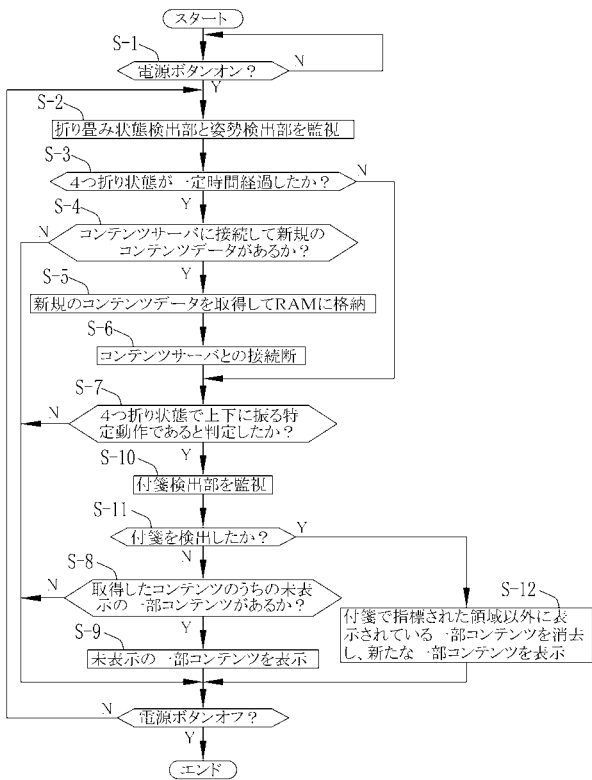
【 図 2 】



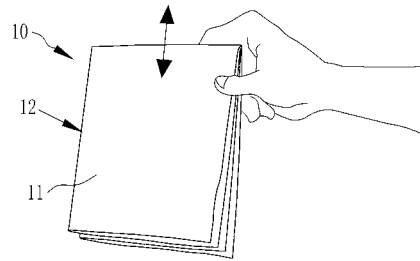
【 図 3 】



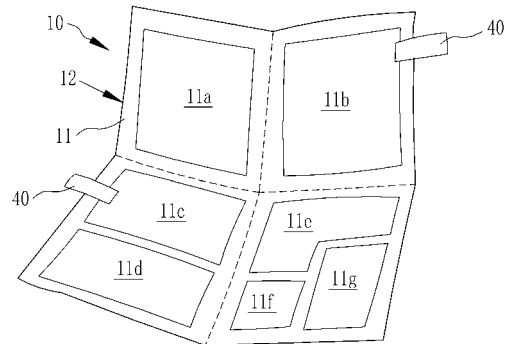
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



---

フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I

テーマコード(参考)

G 0 6 F 3/041 3 3 0 A

G 0 6 F 3/041 3 3 0 C